

環境調査 ～河川・底質～



河川、湖などの公共用水域には環境基準が定められています。基準に適合しているかを調べるため、川の水や川底の泥などを採取して調べる必要があります。

河川・底質調査とは？

大小さまざまな河川は、飲料水・農業用水の供給源でもあります。

工場や事業場から河川（公共用水域）に排出される水を含め、それら河川の水や底質が私たち人や環境に有害ではないか、悪影響を与えないかなどを確認するために、調査が必要です。



河川調査

環境基準とは？

日本では「環境基準」が定められています。この環境基準とは「目標」でもあります。

河川では「人の健康の保護に関する環境基準」、「生活環境の保全に関する環境基準」があり、底質では「暫定除去基準」があります。その他に「ダイオキシン類対策措置法」ではダイオキシン類の環境基準を媒体ごとに規制しています。



<こんな法律もあります>

瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海の環境の保全を目的とする法律です。環境保全上支障の生じる恐れのある排水施設の設置の規制、総量規制の実施など自然海浜の保全等に関し特別な措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としています。

公共用水域（河川や湖沼等）へ1日あたり50m³以上の水を排出する工場や事業場において法に基づく許可申請・届出が必要となります。

【対象府県】※府県内の一部地域
大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、
兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、福岡県、大分県

環境基準値の考え方

環境基準ではさまざまな物質が規制されています。

例えば BOD の値が高いと有機物が多く、汚濁や悪臭を発生する原因となるため、それぞれの類型（区域）による環境基準が定められています。

また環境基準値の適合判定にも関係基準によっては「日間平均値」や「年間平均値」で評価されているものもあります。

調査の流れは？

河川調査は、調査地点の選定から始まり、調査日前日の天候や降水量なども確認し、調査時には河川が通常の状況であることが重要です。

採取では直接河川へ入って採取する、橋梁から採取する等、河川の状況に合わせて採取方法を選定します。

採取した試料は持ち帰り分析をし、計量証明書として報告、評価します。

分析のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions Co., Ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : http://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571